

## 川崎市建築行為及び開発行為に伴う防犯灯設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号。以下「総合調整条例」という。）第19条第1項第2号に定める防犯対策のうち、防犯灯の設置基準を定めることにより、市民の夜間における通行の安全を図るとともに、明るく住みやすいまちづくりを推進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯灯 夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るために、町内会等が設置するもので、原則として、高さが地上から4.5メートル以上（歩道においては3.5メートル以上）で、かつ、電力供給会社等と「公衆街路灯A」契約を締結し、主に道路等を終夜照らす電灯をいう。なお、共同住宅の敷地内を主に照らすことを目的とした照明灯、アーチ、ネオンサイン等の装飾を加味した照明灯及び駐車場又は駐輪場等の施設の照明灯などは除く。

(2) 町内会等 町、丁目の全部又は一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会、自治会及びその他の防犯灯維持管理団体をいう。

(3) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般の交通の用に供する通路をいう。

(4) 電気供給約款 電気事業法（昭和39年法律第170号）第19条の規定により一般電気事業者が定める供給約款

(5) その他の用語の意義は総合調整条例による。

### (対象)

第3条 この要綱により防犯灯の整備を求める対象は、総合調整条例が適用される対象事業を行う者（以下「対象事業者」という。）とする。

### (設置場所)

第4条 防犯灯の設置場所は、次の各号のいずれかに該当する場所とする。

(1) 事業区域内及びその周辺道路であって、夜間の通行に支障のある場所。

(2) 事業区域内及びその周辺の道路ではないが市民の生活の用に供する通路であって、夜間の通行に支障のある場所。

(3) その他、市長が防犯上特に必要と認める場所。

### (設置灯具)

第5条 設置する防犯灯は、1基1灯とし、次の各号のとおりとする。

(1) 公益社団法人日本防犯設備協会が実施する優良防犯機器認定制度（R B S S）の認定品であること。また、これに相当することが証明できるものであること。

(2) 自動点滅機能があること。

(3) 通常の使用方法において、L E Dの定格寿命は60,000時間以上とし、安全な使用が可能であること。

(4) 灯具の色は、本市が定める「公共空間景観形成ガイドライン」に基づくこと。

2 前項第1号から第4号までの基準と異なる灯具については、事前に協議を行うものとする。

3 専用柱を立て、防犯灯を設置する場合、専用柱の仕様は次のとおりとする。

(1) 防犯灯を設置することが可能な高さの柱で、最大瞬間風速秒速60メートルに耐えるものとする。

(2) 電源方式は架空引込とすること。

(3) 開口部丸型とすること。

(4) 柱の色は、本市が定める「公共空間景観形成ガイドライン」に基づくこと。

4 前項第1号から第4号までの基準と異なる灯具については、事前に協議を行うものとする。

(設置方法)

第6条 防犯灯は、電柱への共架とすることとし、防犯灯を設置するのに適当な電柱がない場合においては専用柱を立て、設置すること。

2 公益社団法人日本防犯設備協会技術標準「防犯灯の照度基準」に対して、電気供給約款で定める契約容量が40ボルトアンペア以下の防犯灯を設置した場合にクラスB+を確保すること。

(事前協議)

第7条 対象事業者は、防犯灯の設置場所及び維持管理手法等について、市と事前に協議を行うものとする。

2 対象事業者は、前項の協議により防犯灯の設置をする際は、必要に応じて、防犯灯の設置場所及び維持管理手法等について、事業区域周辺の町内会等と事前に協議を行うものとする。

(設置場所の決定等)

第8条 対象事業者は、前条の協議により防犯灯を設置する際は、市長あて防犯灯の設置場所を明記した図面を添付のうえ防犯灯設置届（第1号様式）を提出するものとする。

(設置完了報告)

第9条 対象事業者は、前条により提出した防犯灯設置届に基づき、防犯灯の設置が完了したときは、市長あて防犯灯設置完了報告書（第2号様式）を提出するものとする。

(設置費用)

第10条 防犯灯の設置等に係る費用については、対象事業者の負担とする。

(寄附受納)

第11条 対象事業者は、第5条第1項及び第3項並びに第6条に基づき設置した防犯灯及び専用柱を市に寄附することができる。

2 前項の規定により寄附をする場合は、市民文化局寄附受納に関する事務取扱要綱の定めるところによることとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

この要綱の施行により「川崎市住宅・宅地事業等の実施に伴う防犯灯設置要綱」は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年10月5日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

防犯灯設置届

年 月 日

(あて先) 川崎市長

対象事業者 住 所  
氏 名  
電 話

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第19条第1項に基づく防犯灯設置に関する協議について、次のとおり届出します。

- 1 対象事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 対象事業区域の位置 川崎市 区 \_\_\_\_\_
- 3 対象事業区域の面積 \_\_\_\_\_  $m^2$
- 4 設置灯数 \_\_\_\_\_ 灯
- 5 添付書類 土地利用計画図 (防犯灯の設置位置を記入したもの)

防犯灯設置完了報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

対象事業者 住 所  
氏 名  
電 話

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第19条第1項に基づき防犯灯設置が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 対象事業の名称 \_\_\_\_\_

2 対象事業区域の位置 川崎市 区 \_\_\_\_\_

3 対象事業区域の面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

4 設置灯数 \_\_\_\_\_ 灯

5 添付書類

(1) 土地利用計画図 (防犯灯の設置位置を記入したもの)

(2) 防犯灯の仕様書

(3) 防犯灯の設置写真